

平成25年度第1回静岡市清掃対策審議会

次 第

平成25年8月23日(金) 13:30～
静岡庁舎本館3階 第2委員会室

- 1 委嘱状交付式
- 2 開会
- 3 環境局長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 報告事項
 - (1) 静岡市の清掃事業の概要について . . . 資料1
 - (2) 平成24年度静岡市一般廃棄物処理実施計画実施状況
の検証・評価の報告について . . . 資料2
 - (3) ごみ減量具体化説明会の実施状況等について . . . 資料3
 - (4) (仮称)西ヶ谷リサイクルプラザの開館について(経
過報告) . . . 資料4
 - (5) 静岡市家庭可燃ごみ等収集エリアの再編について
- 7 閉会

静岡市清掃対策審議会委員名簿

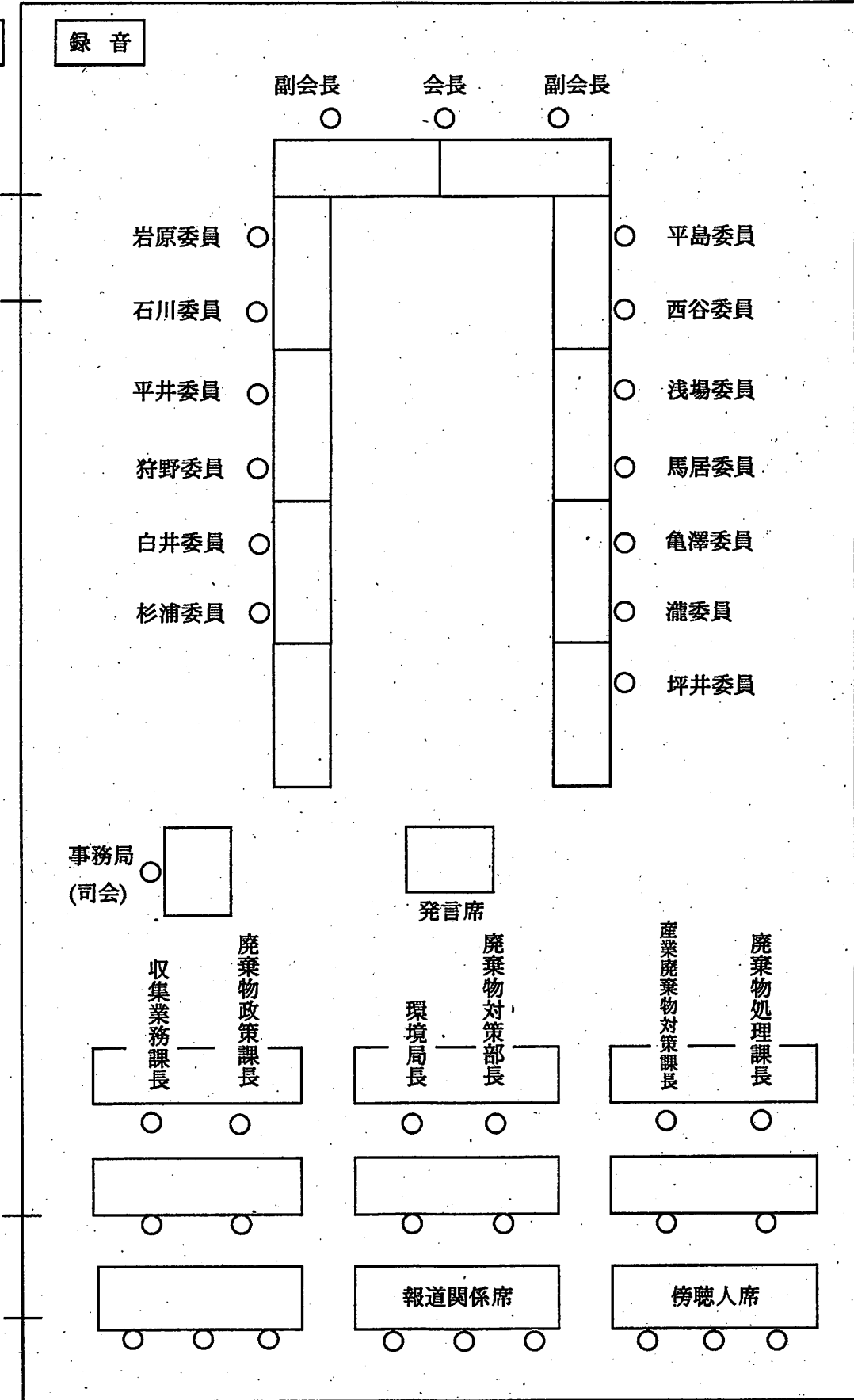
氏 名	職 名
委員 平 島 政 二	市議会議員
委員 西 谷 博 子	市議会議員
委員 浅 場 武	市議会議員
委員 篤 居 喜代子	市議会議員
委員 亀 澤 敏 之	市議会議員
委員 瀧 義 弘	静岡市葵区自治会連合会 会長
委員 坪 井 英 明	静岡市駿河区自治会連合会 会長
委員 遠 藤 日出夫	静岡市清水区自治会連合会 会長
委員 岩 原 雅 美	しずおか市消費者協会 副会長
委員 佐 藤 エイ子	しずおか女性の会 書記
委員 石 川 眞 巳	静岡商工会議所 産業振興部長
委員 平 井 一 之	静岡県環境資源協会 専務理事
委員 狩 野 美佐子	公募委員
委員 白 井 公 子	公募委員
委員 杉 浦 達 彦	公募委員

委嘱期間:平成 25 年 8 月 20 日から平成 27 年 8 月 19 日まで

平成25年度第1回 静岡市清掃対策審議会席次表 (本館3階 第2委員会室)

傍聴人受付 受付

録音



(関係法令抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例

(静岡市清掃対策審議会)

第18条 法第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項その他本市の清掃事業に係る重要な事項を審議するため、静岡市清掃対策審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 受益者を代表する者
- (3) 学識経験がある者
- (4) 市民

4 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(平20条例34・一部改正)

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(清掃対策審議会)

第35条 条例第18条の静岡市清掃対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長が必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 10 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 11 審議会及び部会の庶務は、環境局廃棄物対策部廃棄物政策課において処理する。

(平15規則282・追加、平16規則27・旧第32条線下、平16規則30・平17規則53・平18規則141・平19規則16・一部改正)

(仮称)西ケ谷リサイクルプラザの開館について(経過報告)

1 施設整備の目的について

静岡市では、平成19年度より「環境共生都市しずおかの実現」を基本理念に、日本人が忘れかけている言葉「もったいない」をキーワードとして、静岡版「もったいない運動」を展開しており、市民生活に密着した「ごみの減量等（ごみ減量及び資源の有効利用）」を運動の主体として、「Refuse(リフューズ)(発生抑制)・Reduce(リデュース)(排出抑制)・Reuse(リユース)(再使用)・Recycle(リサイクル)(再生利用)」の4Rを推進し、市民の環境意識の醸成を図っております。

平成23年5月に開館した沼上資源循環センター啓発施設は、市民の環境意識を醸成するため、4Rに関する情報提供や啓発・支援事業を実施しており、児童生徒への環境教育や環境学習リーダーとなる人材の育成を行う、「環境学習の拠点施設」として事業実施しております。

平成26年2月開館を目指し、現在、旧西ケ谷清掃工場管理棟を改装し建設を進めている(仮称)西ケ谷リサイクルプラザについては、市民がリサイクル工房での4Rについての講座や余熱利用体験を通して、廃棄物の減量及び資源の有効活用に関する理解を深めるため、市民の自主的活動を支援し、市民自ら参加・実践できる「環境活動の拠点施設」として事業実施していく考えで施設整備を進めております。

(仮称)西ケ谷リサイクルプラザ開館後は、両施設をごみ減量等を端緒とした「環境学習」と「環境活動」を行う施設として一体的に位置付け、「環境共生都市しずおかの実現」を目指し事業実施を行ってまいります。

2 (仮称)西ケ谷リサイクルプラザでの実施事業内容について

(1) 体験型4R講座の実施(ガラス工房、木材工房、布工房、その他4R講座)

① ガラス工房(主な講座)

- ・吹きガラス … ガラス瓶を1200℃の熱で溶かしグラスや花器・皿等を製作する。
- ・サト・ブラスト … ガラスコップ等にマスキングテープで模様を付け、砂等の研磨剤を吹き付けオリジナルコップを製作する。

② 木材工房(主な講座)

- ・ウッド・バーニング … 間伐材等を利用し、電熱ペンで木を焦がして絵や模様を描き作品を製作する。

③ 布工房(主な講座)

- ・つるし雛 … 不要となった古い着物の端切れを素材とし、つるし雛を製作する
- ・キルト・パッチワーク … 不要となった衣類の端切れを素材とし、工房内のミシンを利用してキルト・パッチワークを製作する。

(2) 余熱利用体験（西ヶ谷清掃工場のごみ処理により発生する余熱で天然温泉を加熱し、「温泉」及び「足湯」でサーマルリサイクルを体験する）

(3) 環境学習リーダー等への環境活動の場の提供

- ・市民活動スペース 1, 2, 3（講座のない時間に貸し出し）
- ・工房 2, 3（講座のない時間に貸し出し）
- ・その他付帯施設

※ (1)～(3) まで（足湯を除く）使用料を徴収します。

※ 下記図面参照

3 今後のスケジュール

平成 25 年 9 月	条例（案）の概要についてパブリックコメント実施予定
平成 25 年 10 月末	改修工事完了予定
平成 25 年 11 月	11 月議会へ条例案上程、愛称募集
平成 26 年 2 月 22 日	開館予定

4 条例の策定について

両施設をごみ減量等を端緒とした環境学習を行うための施設として一体的に位置づけ、公の施設の設置条例の策定を進めています。

（仮称）静岡市西ヶ谷リサイクルプラザ 実施事業配置(案)

